

平成 28 年 度

呉市財政健全化及び経営健全化審査意見書

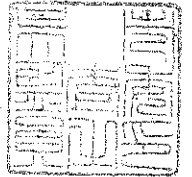
(健全化判断比率・資金不足比率)

呉市監査委員

呉 監 第 118 号
平成 29 年 8 月 16 日

呉市長 小 村 和 年 様

呉市監査委員 磯 本 勝
同 迫 正 博
同 中 田 光 政



平成28年度呉市財政健全化及び経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

平成28年度呉市財政健全化審査意見

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 審査の対象 | 1 |
| 2 | 審査の期間 | 1 |
| 3 | 審査の概要 | 1 |
| 4 | 審査の結果 | 1 |

平成28年度呉市経営健全化審査意見

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 審査の対象 | 3 |
| 2 | 審査の期間 | 3 |
| 3 | 審査の概要 | 3 |
| 4 | 審査の結果 | 3 |

平成28年度 呉市財政健全化審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月10日から8月15日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は，市長から提出された平成28年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記，健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

| 健全化判断比率 | ①実質赤字比率 | ②連結実質赤字比率 | ③実質公債費比率 | ④将来負担比率 |
|---------|---------|-----------|----------|---------|
| 平成28年度 | — | — | 11.3 | 91.0 |
| 平成27年度 | — | — | 11.7 | 99.9 |
| 早期健全化基準 | 11.25 | 16.25 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は，「—」で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

当年度の一般会計等（4会計）の実質収支額は1,258,893千円の黒字となっており，前年度に比べ741,004千円の減少となっている。

対象となる全ての会計において，実質赤字額は発生していない。

② 連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を合わせた全会計（20会計）の連結実質収支額は、7,356,088千円の黒字で前年度に比べ89,815千円の減少となっている。

対象となる全ての会計において、実質赤字額は発生していない。

③ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率（3か年平均）は、前年度（11.7%）に比べ0.4ポイント低下し11.3%となっており、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

これは、当年度の単年度数値が平成25年度の数値を下回ったことにより、3か年平均の数値が低下したためである。

参考として、単年度数値は、平成25年度12.6%、平成26年度11.3%、平成27年度11.4%、平成28年度11.5%となっている。

なお、全国中核市の前年度における平均値は7.1%である。

④ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は、前年度（99.9%）に比べ8.9ポイント低下し91.0%となっており、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

これは、主として、将来負担額から控除する地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が前年度に比べ3,340,875千円減少したものの、一般会計等に係る地方債の現在高が6,443,199千円、天応第2期埋立地用地取得事業等の債務負担行為に基づく支出予定額が1,078,059千円、公営企業債等に充当される一般会計からの繰入見込額が808,773千円、職員の退職手当負担見込額が733,270千円それぞれ前年度に比べ減少したことによるものである。

なお、全国中核市の前年度における平均値は52.7%である。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成28年度 呉市経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月10日から8月15日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された平成28年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記，資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

| 区 分 | 法 適 用 企 業 | | | |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 病 院 事 業 | 水 道 事 業 | 工業用水道事業 | 下 水 道 事 業 |
| 平成28年度 | — | — | — | — |
| 平成27年度 | — | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | | | |

(注) 資金不足額がない場合は，「—」で表示している。

(単位：%)

| 区 分 | 法 非 適 用 企 業 | | | | | |
|---------|-------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|
| | 宅地造成事業以外 | | | | 宅地造成事業 | |
| | 集落排水 事 業 | 地方卸売 市場事業 | 野呂高原 ロッジ事業 | 港 湾 整備事業 | 内陸土地 造成事業 | 臨海土地 造成事業 |
| 平成28年度 | — | — | — | — | — | — |
| 平成27年度 | — | — | — | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | | | | | |

(注) 資金不足額がない場合は，「—」で表示している。

(2) 個別意見

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

なお、参考として法適用企業における資金剰余額は、病院事業会計が199,865千円（前年度216,869千円）、水道事業会計が1,951,578千円（前年度1,563,126千円）、工業用水道事業会計が696,164千円（前年度1,039,746千円）、下水道事業会計が1,218,986千円（前年度1,163,680千円）となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。